

むつ市議会第268回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

令和8年6月2日（火曜日）午前10時開会・開議

◎表彰状の伝達

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第4 議案第36号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第37号 むつ市税条例の一部を改正する条例

第6 議案第38号 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

第7 議案第39号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

第8 議案第40号 むつ市地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例

第9 議案第41号 財産の取得について

（むつ市役所大畑庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのもの）

第10 議案第42号 財産の取得について

（むつ市役所本庁舎配備の凍結防止剤散布車を、老朽化に伴い更新するためのもの）

第11 議案第43号 財産の取得について

（市の業務で利用しているMicrosoft Office等を更新するため、ライセンスを取得するもの）

第12 議案第44号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第13 議案第45号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第14 議案第46号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第15 議案第47号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第16 議案第48号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第17 議案第49号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第18 議案第50号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第19 議案第51号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第20 議案第52号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第21 議案第53号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第22 議案第54号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第23 議案第55号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第24 議案第56号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

- 第25 議案第57号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第26 議案第58号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第27 議案第59号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第28 議案第60号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第29 議案第61号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第30 議案第62号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第31 議案第63号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第32 議案第64号 令和8年度むつ市一般会計補正予算
- 第33 議案第65号 令和8年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第34 報告第5号 令和7年度むつ市一般会計継続費繰越計算書
- 第35 報告第6号 令和7年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第36 報告第7号 令和7年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書
- 第37 報告第8号 令和7年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書
- 第38 報告第9号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第39 報告第10号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第40 報告第11号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第41 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第42 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第43 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第44 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和7年度むつ市一般会計補正予算)
- 第45 報告第16号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

1 番	佐 藤	武	2 番	工 藤	祥 子
3 番	高 橋	征 志	4 番	瀨 田	栄 子
5 番	杉 浦	弘 樹	6 番	櫻 田	秀 夫
7 番	住 吉	年 広	8 番	白 井	二 郎
9 番	富 岡	直 哉	1 0 番	村 中	浩 明
1 1 番	野 中	貴 健	1 2 番	佐 藤	広 政
1 3 番	東	健 而	1 4 番	中 村	正 志
1 5 番	井 田	茂 樹	1 6 番	浅 利	竹 二 郎
1 7 番	岡 崎	健 吾	1 8 番	佐 々 木	隆 徳
1 9 番	佐 賀	英 生	2 0 番	大 瀧	次 男
2 1 番	佐 々 木	肇	2 2 番	富 岡	幸 夫

市副公管	市長	山齋吉	本藤田	知友和	也彦久	副教代監	市育査	長表員	吉阿氏	田部家	謙	真一剛
選委委	企管理	畑	中	政	勝	農委會職	員代	業會長理	嶋	影	秀	子
總務部長	部長	松吉	谷田	由佳子	勇	政部市民	策推	進長活長	小笠石	原橋	洋秀	一治
健康福祉部	社長	斉	藤	洋	一	健つ推健福祉	く進祉	康り監康部長	高	橋	嘉	美
こみ部skiffにり所	もい長esここ長	石	田	隆	司	農部	林水産	長	一	戸	義	則
商部	工観	福	山	洋	司	ま推	ちづく	り長	木	下	尚一	郎

事務局職員出席者

– 4 –

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（富岡幸夫） ただいまからむつ市議会第268回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎表彰状の伝達

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に表彰状の伝達を行います。

去る5月27日に開催されました全国市議会議長会第102回定期総会において、市議会議員在職20年以上として浅利竹二郎議員が特別表彰を、また市議会議員在職15年以上として大瀧次男議員及び市議会議員在職10年以上として工藤祥子議員が一般表彰を受けておりますので、表彰状の伝達を行います。

○事務局長（上林妙子） それでは、お名前を読み上げますので、演壇までお願いいたします。

まず、浅利竹二郎議員、お願いします。

○議長（富岡幸夫） 表彰状。むつ市、浅利竹二郎殿。あなたはむつ市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第102回定期総会に当たり本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和8年5月27日、全国市議会議長会会長丸子善弘。おめでとうございます。

○事務局長（上林妙子） 次に、大瀧次男議員、お願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 表彰状。むつ市、大瀧次男殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第

102回定期総会に当たり本会表彰規程によって表彰いたします。

令和8年5月27日、全国市議会議長会会長丸子善弘。おめでとうございます。

○事務局長（上林妙子） 次に、工藤祥子議員、お願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 表彰状。むつ市、工藤祥子殿。あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第102回定期総会に当たり本会表彰規程によって表彰いたします。

令和8年5月27日、全国市議会議長会会長丸子善弘。おめでとうございます。

○事務局長（上林妙子） 以上であります。

○議長（富岡幸夫） ここで、受賞者を代表いたしまして、浅利竹二郎議員からご挨拶があります。

（16番 浅利竹二郎議員登壇）

○16番（浅利竹二郎） 皆様のご了承をいただきまして、受賞者を代表し、一言御礼を申し上げます。

このたび勤続20年表彰という栄誉を賜りましたことに心より感謝申し上げます。また、15年、10年表彰を受けられましたお二方とともに、このような栄誉に浴しましたことを大変光栄に存じます。これもひとえに市民の皆様をはじめ、議員各位、理事者並びに関係各位の温かいご支援、ご指導のたまものであり、心から感謝申し上げます。

今後とも市民の負託に応えるため、初心を忘れることなく市民福祉の向上と市政発展のため、微力ながら誠心誠意努めてまいり所存でありますので、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本日このような表彰をいただきましたことに改めて厚く御礼申し上げ、受賞者を代表しての謝辞といたします。本日は、誠にありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで表彰状の伝達を終わり

ます。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 次は、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配信しております名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告及び工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、配信しております。

次に、本日市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく地方公共団体が出資する法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、お手元に配信しております。

次に、全国市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配信しております報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、この後、ごみ袋の今後の見通しについて及び令和8年度自動運転実証運行事業の休止について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富岡幸夫） 日程第1 会議録署名議員の

指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、3番高橋征志議員及び21番佐々木肇議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの23日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） おはようございます。本日2件のご報告がございます。

まず、この度、中東情勢の不安定化に伴う石油製品の調達困難によりもえるごみ用大サイズのむつ市指定ごみ袋の安定供給が見通せない状況となりましたことから、5月25日から緊急の臨時措置を開始いたしましたので、臨時措置を講じることとした経緯及び臨時措置の具体的内容並びに今後の見通しと対応についてご報告させていただきます。

まず、臨時措置を講じることとした経緯についてでございますが、これまではもえるごみ用大サイズの指定ごみ袋は、各販売店の希望どおりの数量を納品することができておりましたが、中東情勢

の不安定化に伴う需要の急増により在庫が急激に減少し、安定した供給を維持することが困難な事態となりましたことから、市民生活への影響を最小限に抑えるべく、今回の臨時措置を講じることといたしました。

次に、臨時措置の具体的内容についてですが、販売店でもえるごみ用大サイズの指定ごみ袋が購入できない場合に限り、安定供給が可能となるまで、一時的に市販の透明又は半透明で30リットルから45リットルまでのサイズの袋を使用してもえるごみのごみ出しを可能としております。

市といたしましては、これまで受益者負担の原則に基づき、指定ごみ袋の販売代金を適正なごみ処理体制の維持に充当しており、今回の措置は、あくまで供給不足という非常事態を乗り切るための緊急的な対応としております。

そのため、市民の皆様には、販売店でもえるごみ用大サイズの指定ごみ袋が購入できる場合は引き続き指定袋を使用していただくこと、また、市がごみ出しを可能とした袋を使用される場合であっても、ごみの分別を徹底する等、引き続き従来ルールを遵守するようお願い申し上げます。

なお、現在の指定ごみ袋の需給現状につきましては、供給が滞っているもえるごみ用大サイズの指定ごみ袋については、納入業者において予定数量の確保が見通せないことから、販売店からの要望数に十分応じきれない状況にあり、また、予定数量を確保できているもえないごみ及び資源ごみの指定ごみ袋につきましても、一時的な需要の急増により販売店からの要望数に応じきれない状況が生じております。

しかしながら、これらは製品自体の在庫が完全に枯渇しているわけではなく、流通の偏りや一時的な買い込みによるものが要因とされていることから、市民の皆様におかれましては、過度な買い

だめを控え、必要な分だけをご購入いただく等、引き続きのご理解、ご協力をお願い申し上げます。なお、昨日6月1日からは市公式LINEにおいて、販売店でのごみ袋の在庫数が確認できるごみ袋在庫確認マップ機能を新たに追加しております。

最後に、今後の見通しと対応についてですが、見通しにつきましては、現時点で明確な回答はできない状況ではございますが、中東情勢及び国際情勢の推移を注視しながら、もえるごみ用大サイズの指定ごみ袋の安定供給が確認できた段階で、速やかに臨時措置を終了し、通常体制へと移行する予定としております。また、納入業者等との連携をさらに強化し、速やかな納入の安定化に全力を尽くしてまいります。今後は、指定ごみ袋の調達方法や仕様の変更等を含め、検討を行い、可能な限り早期の安定供給に努めてまいります。

市といたしましては、市民の皆様に大きな混乱が生じないよう、迅速かつ適切な情報発信と、きめ細やかな対応に万全を期してまいりますので、議員各位におかれましては、本件の趣旨をご理解いただき、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

次に、この度、市内交通事業者の運転手不足及び高齢化により公共交通の維持が難しくなっている状況を解消するため、将来的な本格導入を見据え、令和7年度から複数年の予定で段階的に取組を進めることとしておりました自動運転実証運行事業につきまして、令和8年度の事業を休止することといたしましたので、ご報告させていただきます。

昨年度は、自動運転レベル2でレンタル車両による30日間の一般運行を実施したところであり、今年度も昨年度の事業内容を継続しつつ、運行期間を拡大し、冬期間を含む実証運行を実施する計画としておりました。

また、事業の財源につきましても、昨年度と同様に国土交通省所管の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）の活用を想定しておりましたが、本年3月27日に示された当該補助金の公募要領におきまして、原則として車両のレンタル費用は補助対象外となること及び遅くとも令和9年度までに運行ルート全区間でレベル4の認可を取得する必要があることが示され、事業を進める上での前提条件が大幅に変更となりました。

このことを踏まえ、運行に関わる市内バス事業者とも意見交換を行い、今後の方針について検討いたしました。積雪・寒冷地における車両の走行性能や車両購入後の高額なランニングコスト等の課題があり、現時点での車両購入は時期尚早であることから、今年度の当該補助金の申請を見送り、実証運行事業の休止を判断したものであります。

今後につきましては、自動運転技術の進展や先行自治体における運営方法等について研究するとともに、市内バス事業者と連携し、持続可能な事業スキームや実証運行事業の再開時期についての検討を行ってまいります。

なお、公共交通の確保に資する施策といたしましては、今年度、むつMaaS構築事業として、本年7月を目途に、専門的な知見を有する民間企業と地域活性化起業人制度に関する協定を締結し、新たな移動サービスの導入について取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、本件の趣旨をご理解いただき、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） これより質疑を行います。

質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、ごみ袋の今後の見通しについての報告に対し、質疑ありませんか。3番高橋征志議員。

○3番（高橋征志） 先ほどの行政報告をお聞きして質疑させていただきますけれども、今は燃えるごみの臨時的措置ということで、先ほど報告の中で燃えないごみですとか、資源ごみの袋についても一部滞っている部分があるということでしたけれども、燃えないごみとか資源ごみですとか、今対応していない部分についての今後の臨時的措置といえますか、指定ごみ袋以外での対応というところをどう考えているのかというところをまずお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 燃えるごみ大以外の対応についてお答えいたします。

現状在庫の状況を申しますと、可燃の小が95.4箱、これは500枚入りとなります。

今後の見通しですので、今後どのくらいもつかというところでお答えします。可燃の大は0.1か月、可燃の小は3.4か月、不燃の大は3.5か月、不燃の小は4.8か月、資源の大は4.5か月、そして資源の小は2.7か月となっております。また、今月6月25日にこれらの袋も納入されますので、当面の間は在庫を確保できるということになっております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 当面確保できるということでしたけれども、今お話を聞いた限りでは、三、四か月分の在庫があるということで、見方によっては、三、四か月という部分が逆に少ないというか、そろそろ底が見えているというような印象を受けたのですけれども、そういうながらも6月に新たに物が入ってくるので、ある程度の在庫は確保できると。なので、資源ごみだとか燃えないごみに関しては、指定ごみ袋以外での対応は今のところは考えていないということでもいいのかを確認したいと思います。

それから、ちょっと前提の確認なのですが、今回のごみ袋が入ってこないというところに関しては、袋の材料がそもそもなくて製作が滞っているのか、それともインクの部分なのか、そこに関しての確認をさせていただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 資源ごみと不燃ごみのところにつきましては、分かりやすく説明すると、不燃ごみ、資源ごみも例年の3倍程度、販売店からのお求めがありまして、これにずっと対応していくと今の在庫が著しく減るということから、今制限をさせていただいておりますけれども、この制限している最中にも販売店からの求めが大分減ってきております。これは多分記者会見をして、可燃ごみだけではなくて、資源ごみ、不燃ごみも一緒に買う方が非常に増えていまして、通常ペースより約2倍程度のペースで在庫がなくなっているの、そういったことから今このまま供給すると在庫がかなり早く枯渇するのではないかとということから制限をさせていただいておりますけれども、今後入ってくれば、通常ペースに戻れば在庫は大丈夫だというふうには認識をしております。

一方で、可燃ごみ大につきましては、現状として既に在庫が枯渇に近づいていますので、そういった意味から調達を市内事業者をお願いをさせていただいておりますので、市内の業者から伺ったところによると、供給するメーカーがいつ入ってくるか分からないという状況になりますので、インクとか原材料ということではなくて、その細かい詳細はお答えいただいておりますので、現状として、求めに対してメーカーがいつ出せるか分からないということで、市民の皆さんにいつごみ袋がしっかり供給できるかということが今のところ見いだせないところで、今こういった臨時措置をさせていただいております。

一方で、むつ市としましても、仕様の変更も検討しておりまして、仕様の変更というのはもちろん材質を変えとかということではなくて、今基本的には国内調達を仕様の中で縛りをしておりますけれども、国外に原材料を持つ会社から調達いただくことも可能ということで、今そういったことで、質を落とすということではなくて、調達先を変えることも含めて、市内の事業者の皆さんに検討いただいておりますので、そういった意味では仕様を変更したことによって調達ができるのではないかと事業者が幾つか出てきていますので、そういった状況を踏まえて安定的に供給が可能となれば、臨時措置の終了を市民の皆さんに案内していくという状況になろうかと思います。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） ごみ袋にちょっと関連してなのですが、市民の皆さんの不安というのは、ごみ袋がなくなることによって、ごみが捨てられないということだと思うのです。

関連というのが、やはり不安の一つとしては、ごみ袋だけではなくて、今きちんとやっていただいている収集運搬のところとかまで、燃料の話ですから、そういったところまで影響が出て、今まで週2回捨てられたものが捨てられなくなるのではないかみたいな不安とかもあるのですが、そこについては、今のところの見通しみたいなところを最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

収集運搬業者とは常日頃コミュニケーションを取っておりまして、現在市場でも燃料等不足しているという状況ではございませんので、大丈夫と考えております。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。1番佐藤武議員。

○1 番（佐藤 武） 1 点伺います。

L I N E で取扱店舗に在庫がどれくらいあるかということを確認できるようになってますけれども、個別の取扱店になっているので、これを一覧表にできないかと、一目で見られるような。それぞれ店舗ごとに検索しないと分からないようになっているので、一覧表になっていれば、市民が自分の近くのどこの店舗に在庫があってというのが分かりやすいというふうに思いますので、そこを何とか改良できないかということが1 点と。

もう一つは、記者会見でもありましたけれども、現状その取扱店が何店舗あって、今L I N E に登録されている店舗が何店舗あるか、お知らせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 店舗数の詳細については担当部長から答弁をさせていただきますけれども、ごみ袋マップにつきましては、地図のボタンを押していただければ、どこの店舗が一覧でというか、地図上にプロットされていますので、基本的にはどこで販売しているか分かるようになっております。

また、今日、朝一で私もマップを見ていまして、早速修正の指示、改良の指示を出しておりますけれども、今プロットで青、これが指定ごみ袋が売られている色になっております。そこは市内の事業者で指定ごみ袋がある場所もありますので、そちらで確認できるようになっています。

一方で、グレーと赤の色もありまして、赤というのはもうないという状況なのですけれども、指定ごみ袋だけではなくて、ごみマップは市販の透明、半透明のごみ袋の在庫状況も示していますので、そういった中で青の色が在庫あるとかという表記が今ない状況でありますので、凡例としてマップで、皆さんの自宅の近くの店舗に在庫があるかどうかはマップ上では確認できますので、今い

ただいた意見も踏まえて、今後もいただいた意見を改良してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） ごみ袋の取扱店等についてお答えいたします。

市内で取り扱っている店舗は132店舗ありまして、それでごみ袋の在庫マップ登録店としましては、本日8 時現在で登録店舗数は22店となっております。むつ地区は16店、川内地区は3 店、大畑地区3 店、脇野沢地区はございません。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。4 番濱田栄子議員。

○4 番（濱田栄子） 今までごみの分別に関して、市民の皆様にしっかきお願いしてきたわけですが、これをもう少し徹底していきますと、ごみは減っていくと思いますので、ピンチをチャンスと捉えて、ごみの分別をしっかきするようになると。私たちが買物に行きますと、買ってくるのはほとんどプラごみになっていますので、雑紙とかプラごみをしっかき分別してもらうということをもう一回市民の皆様と一緒に取り組んでいければいいのかなと思っていますので、その辺お願いします。

それから、先ほど高橋議員さんから、インクが足りないのか、現物そのものが足りないのかという話ありましたけれども、調達先を市長は国外の事業者に変えるということですが、やはりお菓子のメーカーさんも今までカラフルなのを白黒にするとか、いろんな工夫しておりますので、原料はどんどん高くなっていきますので、よりシンプルに分かりやすいものに変えていくというような考えがないか、2 点お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 濱田栄子議員、最初の質疑は、議題から、報告から大分別の話になりますので、そこは答弁は控えさせていただきたいと思いま

す。

2点目について、答えられる範囲でお願いをしたいと思います。市長。

○市長（山本知也） インクのところですか、海外調達にすることではなくて、海外調達も可能にする。もちろん国内でも構いませんし、事業者にとって、より調達しやすくするという方法を拡充することでありますので、まず海外にすることではなくて、拡充する。

インクのところは、検討はしておりますけれども、市民の皆さんからの声として、透明のごみ袋、燃えるごみで中身が見え過ぎて嫌だという声もありますので、安易に透明にすればいいというものでもないということもありますので、そこも踏まえて市民の皆さんの声をしっかりと受け止めて、透明にしてインクを使わなくなって供給が可能となれば、それはそれで構わないと思うのですけれども、今市販のごみ袋で透明でもいいですよと言ったら、やはり透明は中身が見え過ぎて嫌だなどという声も市民の皆さんから聞こえてきていますので、そういったことを総合的に勘案して、今後判断してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（濱田栄子） ありがとうございます。先ほどのごみの分別ですけれども、やっぱり総合的な議論ができないと、なかなかいい方向に進まないと思ひまして質疑いたしました。お答えできなければ結構です。

終わります。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。14番 中村正志議員。

○14番（中村正志） まず、市販で売られております透明または半透明の30リットルから45リットルまでの袋については、供給のほうは今後心配ないと捉えているのが1つと、あと経済対策の一環で各家庭にごみ袋をお渡しするというのがありま

すが、それはこの状況が収まった上で行うというふうな考え方で、現時点ではよろしいのか。2点 お願いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 5月中旬の臨時措置の発表から、市販の透明のごみ袋も大分在庫が減ったと認識はしておりますけれども、現在ごみマップ、先ほど部長から答弁ありましたけれども、今日8時現在で22店、その店舗を確認させていただいても、透明の袋は在庫あるというふうな表示されているところが比較的多いということから、市販のごみ袋は市内の事業者の皆さんが調達できていると認識をしております。

ホタテの粉を使ったごみ袋も、早急に今発注に向けて準備を進めておりまして、早い段階で市民の皆さんにお配りできるように準備を進めていると。これもまた、もちろんナフサを原材料とするものを使っていますので、全てがホタテの粉ではありませんので、調達の状況を見定めながら、配布できるようになれば、また改めて発信をさせていただきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上でごみ袋の今後の見通しについての報告に対する質疑を終わります。

次に、令和8年度自動運転実証運行事業の休止についての報告に対し、質疑ありませんか。10番 村中浩明議員。

○10番（村中浩明） 自動運転実証運行事業の休止について質疑いたします。

本年3月27日に示された当該補助金の公募要領において、遅くとも令和9年度までに運行ルート全区間でのレベル4認可を取得する必要があることが示されたとのことですが、積雪寒冷地であるむつ市において、この要件を満たすために

は相応の準備期間が必要と考えます。

そこで、お伺いします。むつ市がレベル4の認可を取得するためには、どの程度の期間を要すると見込んでいるのか、現時点での市の認識をお示してください。

そして、今回補助金要件が大幅に変更され、事業継続が困難となったとの説明がありました。市は、事業計画策定時に要件変更の可能性をどの程度織り込んでいたのか、併せてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） まずは、レベル4への、要は市の計画的なところの話ですけれども、今の段階で考えておりましたのは、昨年度のレベル2での平時での運転、それを経て、今年度、令和8年度にレベル2の状況で積雪降雪期の実証運行を持った上で、その次にレベル4という形で運用できる、実装できるかどうかというものをデータ取りした上で、令和9年ないしは令和10年のレベル4というところを目指していたところです。まずは、計画的にはそういう形で計画しておりました。

次に、補助の要件変更に関しましては、令和7年度の補助要綱そのものをもって、昨年度実証実験を行っておりますけれども、令和8年度要綱の変更部分が昨年12月の末に、令和9年度中にレベル4の実装を行うことという要件ができました。それに関しては、令和8年度の先ほど話した積雪寒冷期の実走データを基に、可能とあれば令和9年度のレベル4というのは認可に向けていけるのではないかと判断を持って予算要求をさせてもらったような状況です。

ただし、その後、3月26日に令和8年度要綱が示されまして、その段階で自動運転バスのレンタルそのものが不可と。要はバスの購入が必須となったことによって、そういう意味では我々としては持っているデータ上、安全性というものを担保

できないということで、今回令和8年度の実証実験というものを見送ったという状況でございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 今回の中止は、令和8年度だけの一時的なものなのか、それとも技術の進展や国の制度変更を見極めるために、複数年にわたって休止が続く可能性があるのか、考えをお伺いします。

あわせて、市は今後技術の進展や先行自治体の状況を研究するとしておりますが、どのような条件が整えば実証運行事業を再開できると判断するのか、最後にお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） まず、令和8年度のための休止かという質疑に関してですけれども、これはあくまでも国の補助要綱等で、我々積雪寒冷地にある自治体の実証運行に交通安全、バスの安全性を担保できるというデータがない限りは難しいのかと思っています。ましてや費用というのが、大分大きな費用がかかりますので、現段階でも、昨年度は5分の4の補助率でしたので、そういう形で大きな費用がかかるというところをうまくクリアできない限りは、なかなか難しいのかとは思っています。

2点目の技術研究等々ですけれども、これは今現在日本各地、約40自治体で、こういう情報共有をしようということを目的に、このバスの実証運行を行っている各自治体が、今本当に皆さんで一致団結して、そういう会をつくって、いろんな情報共有であったり国への働きかけ、そういうものを行っておりますので、そういう団体とも一緒に研究、検証を重ねて、今後のむつ市として向かう方向というものを令和8年度以降、研究、検証していきたいと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。7番住吉年広議員。

○7番（住吉年広） 村中議員とちょっと重なる部分がありますけれども、よろしくお願いします。

まず、当市は公共交通のネットワークの維持が難しくなっている状況に対して、2025年度から3か年の計画を掲げ、将来の移動手段の確保に向けて、本事業を進めてこられました。初年度は7,007万円を投入して、自動運転割合92.5%という極めて高い成果を収め、今年度は1億9,772万円という巨額の予算を計上し、次年度の車両レンタルも見据え、まさにこれからという矢先に休止報告であります。本格実施を心待ちにしていた市民の落胆も、非常に大きいものと受け止めております。市と地元事業者が一体となったこれまでの取組を評価するからこそ、なぜ今立ち止まる必要があったのか、またその理由を市民の皆様にご伝えし、共有していくことが重要だと思っております。

聞き及ぶところによれば、本年3月末、国から突如、車両のレンタル費用は対象外とするという要件変更が示されたとのことでした。これにより、雪道でのレベル4の実現の見通しが立たない検証段階にあるにもかかわらず、2027年度にはバス購入費用は約1億円、さらには数千万円のランニングコストという多大な財政負担を市が背負わされる構造となります。見通しが不透明な中で、これほど巨額な投資を地方自治体に求めることこそが苦渋の見直しを迫られた問題の本質ではないかと思っております。そこで、今後地域交通の在り方を議論するために、以下4点を質疑いたします。

1点目、3月末から示されたレンタル費用対象外という方針転換の具体的な理由について伺います。

2点目、これまで計上、執行された予算のうち、

一般財源も含めた市からの実質的な投資額の総額をお示しください。

3点目に、この突然のルール変更を伴う計画の見直しについて、地元バス事業者に対してどのように説明し、危機意識を共有されたのかお示しください。

4点目、この実証実験の休止に伴い、今年度予算計上されている1億9,772万円の予算措置は今後どのように取り扱うのか。この予算をどのように活用あるいは留保されるのか、市の方針を伺います。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） 答えいたします。

まず1点目、レンタル費用の対象外という国の方針転換についてですけれども、国では各自治体において、遅くとも令和9年度までの自動運転レベル4の社会実装に到達することを補助要件とし、このためには令和8年度の時点で車両を購入しておかなければ、その後のレベル4の認可取得に支障を来すとの理由から、車両のレンタル費用を補助対象外としたというふうに伺っております。

お尋ねの2点目、市からの実質的な投資額の総額ですけれども、令和7年度事業につきましては、決算前とはなりますけれども、事業費が総額7,007万2,200円、このうち国庫補助金充当額が5,605万7,760円でありまして、市の一般財源充当額は1,401万4,440円となる見込みでございます。

次、3点目です。地元バス事業者に対しての説明というところになりますけれども、地元バス事業者に対しましては、令和8年4月8日に各社を訪問し、国で3月に示した公募要領の変更部分を説明いたしまして、このまま事業を継続した場合の自動運転車両の運行面での安全性や高額なランニングコストによる事業の継続性等々、懸念材料について協議を行っております。

市からの説明に対し、各事業者さんからは、3事業者ございますけれども、自動運転事業についてはランニングコストの関係上、一旦立ち止まるべきであるというご意見はいただいております。

次に、4点目、予算措置の今後になりますけれども、事業の休止に伴いまして、計上している予算につきましても、現時点では未執行とし、国の要領改正等の推移を見極めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。詳細は分かりました。財政負担のリスクを鑑みた場合、市の苦渋の決断だと理解いたしました。

しかし、当市の初年度に実証した自動運転割合92.5%という誇るべき確かな実績データがございます。これを単なる休止の記録で終わらせてはならないと考えております。市は今後、国に対して要望を続けることとなりますが、当地域における公共交通の維持は、一刻の猶予も許されない問題であります。このまま期限を設けずに、ずるずると要望を続けるわけにはいかないと思っております。

そこで伺いますが、国が当初の柔軟なスキームへ要件を引き下げるのか否かも含め、市としてはこの自動運転実証運行事業に挑戦し続けるのか、あるいは別の代替交通へのかじを切るのかという最終結論を具体的にはいつまでに下すおつもりなのか。国への働きかけの姿勢と併せて、この決断の期限について見解を伺います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 自動運転の最終決断、具体的にいつまで自動運転実証運行の事業に挑戦を続けるのかということでありまして、まずは現在も東京に行けば、Waymoさんの自動運転タクシーが今実証されておまして、自動運転の技

術というのは年々進化しておりますので、今の時点で難しくとも、1年、2年先にはできるかもしれませんし、今判断する必要はないと。

一方で、自動運転技術の社会実装に向けて取り組む全国の自治体では、車両の購入時や継続的な事業実施に多額な費用負担が発生いたしますので、無人での自動運転サービスに至るまでの技術面、また運用面に至るまで様々な取組が求められておりますので、安定的な社会実装に向けては中長期的な視点で取り組むことが求められるということが大きな課題となっております。これらの課題に対応していくため、先ほど来、担当部長からも答弁してはいますが、令和8年6月9日、来週、国土交通省及びデジタル庁に対しまして、自動運転技術の社会実装に取り組む40以上の自治体が連携いたしまして、国の補助制度の拡充や制度の見直し等、適切な事業環境づくりについての要望、提言を行うこととしておまして、私自身も要望の場に参加する予定としております。

また、これまでも昨年7月、本年3月に国土交通省に対しまして、むつ市及びむつ市議会の連名で要望活動も行っておりましたので、今後につきましても国の令和9年度予算の概算要求に向けて、積雪寒冷地の特殊事情を十分に考慮した令和9年度以降の支援スキームの構築、また早期の情報共有について要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。3番高橋征志議員。

○3番（高橋征志） 自動運転バスの実証実験が一時的に中止になるということですが、そもそもその事業を始めたときの問題意識というのは、高齢化とか人口減少によって運転手不足になって、地域の公共交通が維持できなくなるかもしれないという危機感というか、問題意識だったと思います。いま一度、自動運転という選択肢が一旦

なくなったわけですが、公共交通の今後の在り方みたいなところについて、地域の足を確保するという意味での考え方について、改めて伺いたいのと、併せて先ほど行政報告の中でM a a Sの話がありましたが、具体的に今年度、来年度、M a a Sをどのようにやっていくのかというところをお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 今後の公共交通という大きなくくりで申し上げますと、現在策定を進めておりますむつ市公共交通再編計画、こちらでは広域バス、また市内循環バス路線の再編、また移動需要の路線バスへの集約化、これはM a a Sのことを指しておりますけれども、新たなモビリティサービスの導入等について検討しております。今現在計画の策定に向けて準備をしている段階でございます。市内公共交通、具体的に申し上げますと、バスの路線も含めて、今再編に向かって事業者の皆様と検討を重ねているところでございまして、市民の皆様の移動手段を確保していく、そのことを再編計画の中で計画をしています。

先ほど来、市が申し上げていることだと思えますし、市の公共交通を取り巻く環境という背景は、運転手の高齢化、また運転手不足、大変厳しい状況にあると思えますし、先般国勢調査速報値がออกมาして、全国の、東京都と沖縄を除く全ての自治体で人口減少が進んでおりまして、これはむつ市も40年前から人口が減っていて、自然減は避けて通れない、これは若年層が減っていますので。一方で、今高齢化率が高まっているというのが大きな課題だと思いますので、免許証を返納したり、やはり地域の足を確保するのが10年、20年前とは比較にならないほど大事になっています。そういった観点から、今後も自動運転バスがより安価でランニングできるのであれば、運転手不足、高齢化に対応していくための一つのツールになると思

いますし、次の答弁にも関わりますので申し上げますと、むつM a a S構築事業、いわゆる本市の社会環境の変化に対応できる持続性の高い公共交通ネットワークの形成、先ほど言った公共交通の再編計画でありますけれども、当市においてどのようなサービスが求められていて、どのような形で提供することが望ましいか検討しております。そこに国の地域活性化起業人制度を活用して、民間企業の社員を入れて専門的なノウハウ、知見を取り入れたむつM a a S事業をやっていくということでもあります。

M a a Sというのは、市民の皆さんにはなかなか伝わらないと思いますので、M o b i l i t y a s a S e r v i c eの略称で、一般的に地域住民や旅客者等の一人一人の移動ニーズに対応して、公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索、予約、決済等を一括で行うサービスの総称と言われております。今市で想定しているのは、下北駅までJ Rで来まして、バスで循環できないところは共通タクシーの配車アプリとか、そういったところとつなげていくサービスをこれから構築していきたいと思えますので、1つでは、公共交通の路線バス、自動運転バス、タクシーで解決できないのが公共交通でありますので、それらをつないでいく仕組みづくりを今後していきたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。11番 野中貴健議員。

○11番（野中貴健） 私のほうから、3月の定例会において予算審査で約1億9,800万円計上されて、こちらで採決、可決して、その後にスキームの要はハードルが上がったということで、この休止に至った経緯は市長も大変苦渋の決断だと思いますけれども、もう英断なのかなと思っております。

約2億円ですけれども、この予算に関してはこれから、先ほどもちょっと住吉議員からも話があ

ったのですけれども、これは一部を例えば使うとか、それとも今後減額補正で対応するのか。それとも、先ほど来話にありますけれども、M a a S の構築事業のほうに行くのか、ちょっとそこだけお聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） 現段階では、あくまでも国の動向、今後要請活動等を行いますので、そこを注視している状況です。

ただし、今年度中に大きくルールが変わるとかそういうことがない限りは、このまま減額補正の対応、しかるべきタイミングでそういう決断をして、補正というものを考えている状況でございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4～日程第45 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第4 議案第36号
むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例から日程第45 報告第16号 専決処分した事項の報告についてまでの42件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） ただいま上程されました30議案12報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第36号 むつ市印鑑登録及び証

明に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行により、在留カード等と個人番号カードを一体化した特定在留カード等の交付が可能となることに伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について所要の条文整備をするためのものです。

次に、議案第37号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の免税点を引き上げるほか、所要の条文整備をするためのものです。

次に、議案第38号 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてですが、本案は、事業者等に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるように勧告しようとする際に、むつ市こども・子育て会議の意見を聴くこととするためのものです。

次に、議案第39号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、県が定める青森県重度心身障がい者医療費助成事業実施要領の一部改正に準じ所要の条文整理をするほか、障害の表記を改めるものであります。

次に、議案第40号 むつ市地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、地方税法の一部改正等に伴い、条文整理をするためのものです。

次に、議案第41号から議案第43号までの財産の取得についてですが、これら3議案は、むつ市役所大畑庁舎に配備しております除雪ドーザ及び本庁舎に配備しております凍結防止剤散布車を老朽化に伴い更新するためのもの並びに市の業務で利用しているMicrosoft Office等を更新するため、ライセンスを取得するものであります。

次に、議案第44号から議案第62号までのむつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。これら19議案は、本年7月14日をもって任期が満了となります。むつ市農業委員会の委員に、村口利光氏、杉山重一氏、柏谷均氏、齊藤榮佐男氏、畑中光政氏、立花幸雄氏、鴨田輝雄氏、西村一松氏、水戸隆璽氏、佐々木貢氏、中村貞幸氏、嶋影秀子氏、中嶋寿樹氏、浜田昭彦氏、蛭名修一氏及び新堂真氏を再任し、新たに、富江佳奈子氏、工藤拓郎氏及び佐藤航氏を任命いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第63号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。本案は、本年6月30日をもって任期が満了となります。委員の後任として高杉洋子氏を推薦するため、提案するものであります。

次に、議案第64号 令和8年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、3億458万7,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、408億458万7,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費では、令和9年3月31日までの処分期間となっている低濃度ポリ塩化ビフェニルについて、市有施設内の電気機器の含有状況を調査するための低濃度ポリ塩化ビフェニル含有状況調査事業費を計上しております。

民生費では、物価高騰の影響を特に受けている低所得のひとり親世帯を支援するための青森県ひとり親世帯臨時特別給付金を計上しております。

農林水産業費では、畜産業に係る飼料価格の高騰の影響を受けている畜産業者に対し飼料の購入に要する経費の一部を助成する畜産業物価高騰対策支援金交付事業費のほか、燃油価格の高騰の影響を受けている漁業者に対し燃料費の一部を助成する漁船燃油価格高騰対策支援金交付事業費を計

上しております。

教育費では、外部からの過剰な苦情や不当な要求から教職員を守り、教職員が安心して働ける環境を整備するため、学校における通話録音・告知機能導入事業費を計上しておりますほか、(仮称)むつ市立学びの多様な学校整備工事において既存の高圧受電設備を更新するため、むつ市立学びの多様な学校整備事業費を増額しております。

諸支出金では、物価高騰に対する生活支援として、本年7月使用分から9月使用分までの3か月分の水道基本料金の一部を減額する水道料金支援事業費に係る負担金を計上しております。

災害復旧費では、昨年12月8日に発生した青森県東方沖地震により被害を受けた市内小中学校の復旧に係る工事請負費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金では歳出との関連において補助見込額を調整しておりますほか、補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

次に、議案第65号 令和8年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、水道料金支援事業の実施により、収益的収入において営業収益を1億1,880万円減額し、減収分に係る一般会計からの繰入れにより営業外収益を1億1,880万円増額するものであります。

次に、報告第5号についてであります。これは、令和7年度むつ市一般会計において、継続費を設定しております事業に係る通次繰越しについて、報告するものであります。

次に、報告第6号についてであります。これは、令和7年度むつ市一般会計において設定しておりました繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものであります。

次に、報告第7号及び報告第8号についてであります。これらは、令和7年度むつ市水道事業会計及び令和7年度むつ市下水道事業会計におい

て、翌年度に工期を延長した事業に係る予算繰越しについて、報告するものであります。

次に、報告第9号、報告第11号及び報告第16号についてであります。これらは、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより専決処分したものであります。報告第9号は本年1月30日にむつ市大畑町中島地内の店舗敷地内において発生した自動車損傷事故、報告第11号は昨年8月21日にむつ市大湊上町地内の国道において発生した自動車事故、報告第16号は昨年11月12日にむつ市立第二田名部小学校ことばの教室プレールームで発生した転倒事故に係るものであります。

次に、報告第10号についてであります。これは、むつ市議会第264回定例会において御議決賜りました仮団地橋架替工事に関し、工事内容を一部変更し、契約金額を変更することについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第12号についてであります。これは、地方税法の一部改正に伴い、むつ市税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、軽自動車税の環境性能割の廃止等に係る改正をしております。

次に、報告第13号についてであります。これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ及び低所得者に対する軽減措置の拡充並びに子ども・子育て支援納付金課税額に係る条文整備をしております。

次に、報告第14号についてであります。これは、関係省令の一部改正に伴い、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る適用

期限の延長並びに対象資産の範囲の明確化をしております。

次に、報告第15号についてであります。これは、令和7年度むつ市一般会計補正予算でありまして、事業費の確定及び決算見込みにより、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました30議案12報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意及びご承認賜りますようお願い申し上げます。次第であります。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月3日から5日まで及び8日から10日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、6月6日及び7日は休日のため休会とし、6月11日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時06分 散会